

## 会議録

会議の名称	令和7年第1回加東市いじめ問題対策連絡協議会
開催日時	令和7年5月20日(火) 午前10時00分から午前10時45分まで
開催場所	加東市役所5階501会議室
議長の氏名 (会長 小林豊茂) 出席及び欠席委員の氏名 <b>【出席委員】</b> 8人 落合恵子委員          石田貴之委員          篠田泰輔委員          小林豊茂委員 武田大基委員          井上裕子委員          花田和典委員          宇仁光浩委員 <b>【欠席委員】</b> 0人	
説明のため出席した者の職氏名 無し	
<b>【出席した事務局職員の氏名及びその職名】</b> こども未来部 学校教育課 副課長 中山庸平  <b>【議題、会議結果、会議の経過及び資料名】</b> <議題及び会議の結果> ○ 会長及び副会長の選出 会長：小林豊茂 副会長：井上裕子 ○ 議事 (1) 令和6年度いじめの状況について <u>異議なし</u> (2) 加東市立学校のいじめ防止に関する取組について <u>異議なし</u> (3) 関係機関との連携について <u>異議なし</u> (4) いじめ重大事態について <u>非公開</u>  <会議の経過> ・開会挨拶 (井上参事) ・自己紹介 ・会長及び副会長の選出 ・議事 ・閉会	

[ 1 開会 ]

事務局 本日は、お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。  
定刻となりましたので、ただ今より「令和7年度第1回 加東市いじめ問題対策連絡協議会」を開催いたします。  
本日の会議の進行を務めさせていただきます、加東市教育委員会 こども未来部 学校教育課 中山と申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。  
本日の協議会は、「加東市の会議の公開に関する指針」に基づき、公開で開催させていただきます。会議の内容は、発言者の名前を伏せて会議録を作成し、会長と議事録署名人2名に署名をいただいたうえ、会議資料とともに加東市のホームページで公開させていただきます。  
なお、会議録の作成のため録音させていただきますので、ご了承ください。  
それでは、お手元にお配りしております次第に従いまして、進めさせていただきます。はじめに、本日教育長ですが別の用務のため、欠席させていただきます。  
それでは、開会にあたりまして、加東市教育委員会事務局こども未来部参事兼学校教育課長がごあいさつを申し上げます。

参 事 【あいさつ】

[ 2 自己紹介 ]

事務局 続きまして、本年度人事異動に伴い、3名の委員が交代となっておりますので、自己紹介をさせていただきます。恐れ入りますが、席順に従いまして、所属とお名前を順次お願いします。

各委員 【名簿順に自己紹介】

[ 3 会長及び副会長の選出 ]

事務局 3 会長及び副会長の選出にうつります。  
加東市いじめ問題対策連絡協議会条例第4条第2項「会長は、委員の互選により選任する」とあります。事務局より提案してもよろしいでしょうか。

【各委員の同意あり】

それでは、事務局より提案します。  
校長会生徒指導担当の加東市立滝野中学校長にお願いしますが、いかがでしょうか。

【各委員の同意あり】

それでは、承認させていただきます。  
会長より、一言ご挨拶をいただきます。

会 長 【あいさつ】

事務局 続いて、副会長の選出にうつります。  
加東市いじめ問題対策連絡協議会条例第4条第3項「副会長は、会長の指名により選任する」とありますので、会長より指名させていただきます。

会 長 それでは、私から指名させていただきます。こども未来部参事兼学校教育課長を指名しますが、いかがでしょうか。

【各委員の同意あり】

事務局 それでは、副会長を学校教育課長にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

では議事にうつるにあたり、いじめ問題対策連絡協議会条例第6条第2項で、会長は会議の議長となる」ことになっていきますので、ここで会長と進行を交代します。

会 長 それでは、僭越ながら、議長を務めます。皆様の協力をいただきながら会議を進めます。今回の議事録署名人は、2名の委員にお願いいたします。  
では、議事にうつります。

事務局 会長、事務局より発言の許可を求めます。

会 長 事務局の発言を許可します。

事務局 議事（4）いじめ重大事態の取扱いについて、審議願ひます。加東市いじめ問題対策連絡協議会条例第6条第5項第1号で、「個人の秘密を保つため必要があると認めるとき」会議の全部または一部を非公開とすることができるとあります。本議事は先ほど申し上げた第1号に該当する案件として、非公開とすることに委員のみなさまの承認を求めます。

会 長 ただいま、事務局より、議事（4）について、加東市いじめ問題対策連絡協議会条例第6条第5項第1号「個人の秘密を保つため必要があると認めるとき」に該当するため、本議事について非公開とするよう申し出がありました。  
この申し出について、各委員からご質問、ご意見は、ございませんか。

【意見なし】

ないようですので、挙手による承認にうつります。

議事（4）いじめ重大事態について、非公開とすることに承認いただける方は、挙手をお願いします。

【挙手確認】

賛成が出席委員の過半数を越えましたので、議事（4）については非公開とし、会議録から削除し、傍聴の方には退席を求めます。

[ 4 議事 ]

では、議事へうつります。

（1）令和6年度いじめの状況について事務局から説明願ひます。

事務局 資料の2ページ目、令和6年度のいじめの状況、小学校と中学校でそれぞれグラフに表しております。小学校は昨年より92件減っていますが、中学校は6件増えています。小学校は令和3年をピークに減少の傾向があります。中学校においても25件前後で増減をしています。各校では、月1回児童生徒にアンケートを取ったり、教育相談を設けたりして、未然防止に努めています。児童生徒の声に寄りそっていくことに力を入れて実践しています。最後に、いじめほどの学校にも起こ

りうることを意識して、危機感を持って取り組んでいます。加えて、生徒指導提要や兵庫県のいじめ対応マニュアルにも書いてありますが、発達支持的生徒指導の児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させることに力を入れて対応していきたいと考えています。未然防止教育に力を入れることで、子どもたちがより良い学校生活を送れるように各校とともに推進していきたいと考えています。

会 長 ただいまの説明について、何かご質問、ご意見がありましたらお願いします。

【質問、意見なし】

ないようですので、次に進めます。

続いて、(2) 加東市立学校のいじめ防止に関する取組について、事務局から説明願います。

事務局 資料3ページからになります。加東市立学校のいじめ防止に関する取組として、まず1つ目ですが、加東市いじめ防止基本方針を資料に載せています。これをもとに各校においても毎年、見直しや検討をしています。それに基づいて、いじめの対応を行っています。

2つ目は、加東市いじめ問題対策連絡協議会ですが、本会議になります。資料に条例を載せていますのでご覧おきください。

3つ目は、学校生活実態把握調査ですが、一部資料を載せています。困ったことや嫌なことはないですかという問いから、友達が困っていることがないか、大人から暴力を受けていることはないか等の質問項目があり、この回答により、学校で担任や学年の教師が丁寧に聞き取りを行って対応しています。

4つ目は、加東市立学校におけるいじめ問題防止活動ですが、これは児童生徒が自ら考えることを目的に、自分たちは何ができるかを考えるものです。加えて教職員も一緒になって考えていくものです。現在各学校で取り組み内容をまとめています。

5つ目は、各校代表が集まって自校の取組を話し合う機会として、いじめ防止フォーラムを実施しています。これに加えて教職員の研修を行っています。今年度は、スクールロイヤーを講師に招き、研修を行う予定です。

6つ目は、スクールロイヤー配置事業を今年度も実施します。月1回加東市役所で法律相談を行います。今年度は、訪問事業を新しく取り入れました。年度初めにスクールロイヤーと一緒に学校訪問を予定しています。

以上、加東市の取組を説明させていただきました。

会 長 ただいまの説明について、何かご質問、ご意見がありますか。

【質問、意見なし】

それでは、ないようですので、次に進めます。

(3) 関係機関との連携について、各関係機関から具体的な連携方法や事例等をお話してください。

委 員 それでは、学校の取組について説明します。先ほど、事務局からありましたが、学校でいじめ防止基本方針を定めて、ホームページにも掲載しております。その中で、いじめ未然防止として教職員研修や SC・SSW によるカウンセリングマインド研修、保護者や生徒を対象とした人権教育講演会、情報モラル研修会などを行っています。また、毎月いじめや困り感の訴えを聞くために、困ったことを書くアンケートを実施し、それによって情報収集し対応する取組を行っています。中学校においては、学期に1回教育相談週間を設けて、生徒と教師が1対1で話をして、困っていることや悩みなどを聞く機会を設けています。さらに、教育委員会が実施している学級集団アセ

スメントは、学校満足度をはかるアンケート調査で、それを分析することによって自分が被害を受けていると感じている子や注意して見ておかないといけない子であるなどが明らかになるものです。それをもとにして、特に注意する児童生徒を客観的に把握しています。

ネット見守り隊によるインターネット上の誹謗中傷や児童生徒の検索キーワードのモニタリングで問題のワードに引っかかった場合、教育委員会を通して学校へ連絡があり、本人や保護者に事情を聞くことで未然防止に努めています。今年度は、いじめに関係する件で、関係機関への相談は今のところありませんが、それ以外の家庭の問題であったり問題行動であったりについては、4月5月すでに各関係機関に相談に乗っていただいています。普段から関係を作りながら万が一いじめが発生した場合はスムーズに連携していきたいと考えています。

会 長 それでは続いて、加東こども家庭センター、よろしくお願いします。

委 員 加東こども家庭センターとして、いじめに直接関わることはあまりないですが、警察に被害届を出されるなどして、それが通告書という形で回ってきた場合は、面接や指導をすることになります。いじめの加害側も被害側も家庭的な背景があったり、子どもに発達特性があったりするので、その場合は加東市の子ども相談を通じて照会があれば、調整するなど協力することができるかと思えます。実数で出ているわけではありませんが、虞犯や触法の子どもの数が増えていると感じており、全体的にみんながしんどい状況があるかと思っています。最近ではトラウマインフォームドケアという視点で、どんな子どもも事案の後は何か心に傷が残るので、それぞれの事案で問題行動として表面的に出ていることをとらえるだけでなく、裏側を見ていただければと思います。以上です。

会 長 続いて、神戸地方法務局社支局、よろしくお願いします。

委 員 法務局で実施しているいじめ事案の対応として、いじめの発生防止につながることといじめ事案の把握とそれについての対応と2種類あります。いじめの発生防止につながる活動としては、人権教室を実施しています。主に当支局では、アフタースクールにおいて人権擁護委員が実際にアフタースクールまで赴いて、いじめなどを考える授業や相手への思いやりの大切さを伝える活動を行っています。次に、人権作文コンテストを毎年夏ごろに実施しています。全国の中学生を対象に人権問題の作文を書くことを通じて、人権感覚を養い、豊かな人権感覚を身に着けることを目的に実施しております。いじめ事案の対応としましては、毎年行っていることですが、SOS ミニレターがあります。これは、法務局の人権擁護委員と子どもとの手紙のやり取りを通じて、周囲の人に相談できない悩み事をレターで把握して、場合によっては学校及び関係機関と連携を図りながら子どもをめぐる様々な問題の援助等を目的に実施しています。また、子どもの人権110番としていじめ等の相談業務を行っています。以上です。

会 長 次に、加東警察署、よろしくお願いします。

委 員 当署の取組ですが、学校におけるいじめ問題につきましては、教育上の配慮の観点から一義的には学校組織の対応を尊重しています。なお、犯罪行為・触法行為がある場合は、被害児童等や保護者の意向、学校における対応状況等を踏まえながら、加東署として必要な対応をとることになります。特に被害児童等の生命、身体、財産に重大な被害が生じている疑いがある重大な事案がある場合は捜査を推進し、検挙補導措置を積極的に講じていく形で進めます。これまでに至らないいじめの関係ですが、相談活動の周知ということで、本部の少年課に少年相談電話ヤングトークが設置されており、いつでも困った方が少年、保護者に限らず相談できる体

制をとっております。また、同じ少年課に少年サポートセンターと言いまして、また違う支援、学校との連携を行う警察官が配置されています。加東署に対応としては、街頭活動で職員室も視察範囲に入れ、その中でいじめ事案が存在しないか情報収集をして、対応しています。学校との連携として、学警連絡会を開いていただいています。以上です。

会 長 次に、加東市福祉総務課、よろしくをお願いします。

委 員 福祉総務課では、児童虐待の対応や保護者の子育ての悩みの相談に乗っています。現在5名の子ども家庭支援員が子育て家庭の相談や支援にあたっています。また、一人親の相談活動として母子父子技術支援員を1名配置しています。昨年4月から子育てスマイルセンターを設置して、福祉総務課の児童福祉担当と健康課の母子保健担当が1つの組織として、一体的に運営するようになり、妊娠期から子育て期へ渡る切れ目のない支援を行えるようになりました。お互いに距離が縮まって連携を深め、子育て家庭への支援がしやすくなりました。また、要保護児童対策協議会の事務局として、昨年度は代表者会議1回、実務者会議を4回、個別ケース会議を11回実施し、児童虐待防止に取り組んでおります。これらの取組の中で、支援対象者に対して、サポート機能というものをしており、支援体制の悩みや気になることを聞き取って、将来の夢やどうなりたいかを保護者や児童自身が考えて支援者と共有しながら目標を策定しています。昨年度から9件策定しています。いじめにつながる可能性が高い保護者の養育力の問題や貧困問題、児童自身の発達面や特性の問題などでも、そのような家庭の支援もしておりますので、サポートプランの策定につながるアプローチができればと取り組んでおります。関係機関の皆様とは、今後も連携を密に取りながら、支援が必要な家庭の早期発見と早期対応をしていきたいと考えておりますのでご協力をお願いします。以上です。

会 長 加東市教育委員会については、先ほど事務局として説明がありましたので割愛させていただきます。

続きまして、加東市教育委員会青少年センター、よろしくをお願いします。

委 員 青少年センターでは、加東市ネット見守り隊の事務局として、各学校におけるネットモラル研修会や青少年センターが主催する加東市ネット見守り隊研修会・連絡会を通じて、ネットいじめの現状や対策を継続して、児童生徒、教師、保護者に啓発を行っております。ネット見守り隊では、SNSの特別回診をお願いしております。監視員によるネットパトロールによって、いじめに関する早期発見に努めております。発見した場合は、学校、関係機関と連携して早期解決に努めております。また、年2回、学校・警察連絡会を開催しております。学校の生徒指導担当教師、加東警察署の少年担当警察官、スクールソーシャルワーカー、加東市教育委員会の参加をいただきまして、各機関から出された意見を共有して、いじめ問題に取り組んでいます。さらに、地域の代表であります青少年補導委員に対して、具体的な事例は申し上げられませんが、いじめの現状等について説明し、地域における青少年の補導活動に反映しています。以上になります。

会 長 次に、加東市立学校スクールソーシャルワーカー、よろしくをお願いします。

委 員 スクールソーシャルワーカーは、いろいろな問題がある児童生徒や家庭に対して、原因は一体何かというのをアセスメントしながら、どこが対応していくのかを考えていくものです。子どもは、素直で明るく、子どもらしい児童生徒が大半を占めています。ただ、些細なことで喧嘩になり、嫌がらせをすることなどがよく起きています。保護者や地域から、教師に対する期待が高まってきています。先生方にとっては仕事が多くて、いろいろな教育課題が出てきている中で、子どもたちをじっく

り見つめたり、子どもとかかわる時間が、なかなか取りにくいように思います。校内で互いに連携し合う、情報共有して、誰がこの問題について教職員の中で指導していくのか、そういった校内連携とともに、校内の中で多職種が絡むいろいろな連携が必要であり、ソーシャルワーカーやカウンセラーを通じて外部の関係機関との連携をしていかないと、教員だけでは大変なことだと思います。若い先生もたくさんおられますし、大規模校をはじめて経験される先生方もたくさんおられるので、多彩な連携をしていかないと、いじめ問題の早期発見、早期指導にはつながらないと感じております。できるだけ、私たちやカウンセラーを有効に使っていただきたいと思っております。以上です。

会 長 　　ただいまの関係機関の説明について、何かご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

　　【質問、意見なし】

　　ないようですので、次に進めます。

　　(4) いじめ重大事態については、議事の前に承認した通り、非公開とさせていただきます、議事録から削除します。

　　【非公開】

　　これをもちまして議事を終了します。進行を司会にお返しします。

事務局 　　【事務連絡】

　　2回目の協議会は、令和8年2月17日（火）を予定しております。本日と同じ場所で開催させていただきたいと考えております。

　　以上で、令和7年度第1回加東市いじめ問題対策連絡協議会を閉会します。

令和7年6月 日

議 長

署名人

署名人